

けいはんな学研都市シンボルキャラクター  
みらるる  
二次使用ガイドライン

**MIRALULU Guidelines for Secondary Use**

2026年2月発行

# Contents

Introduction	2
Basic Position	3
Basic Concept & Design	4
Base color	5
Design variations	6
Pose variations	7
Logotype	8
推奨使用書体	9
二次使用規定	10
申請手続き	13



## Introduction

けいはんな学研都市シンボルキャラクター「MIRALULU(みらるる)」のデザインは、「みらるる VI アイデンティティ」及び「二次使用ガイドライン」の規定に従った場合、無料でご使用可能です。

使用の際は、あらかじめ「使用承認申請書」を提出し、事前に承認を受ける必要があります。申請書については、以降の申請の流れを参照ください。

次の場合は申請書を提出する必要はありません。

- ・ けいはんな学研都市地域内の関係機関が使用するとき
- ・ けいはんな学研都市地域内の学校等が教育の目的で使用するとき
- ・ 各種報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- ・ その他、関西文化学術研究都市推進機構（以下、推進機構）が使用について適当と認めたとき

※申請書を提出しない場合でも、「みらるる VI アイデンティティ」及び「二次使用ガイドライン」に記載の事項を遵守していただく必要があります。

事前に必ず両ガイドラインに目を通していただき、ガイドラインに従って使用してください。

※申請書は、公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構のサイトよりダウンロードしていただけます。



## Basic Position

公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構(以下「推進機構」)では、  
2025年に開催されたけいはんな万博のシンボルマーク「みらるる」をけいはんなを代表し、  
地域全体で共有できるシンボルキャラクターとして、採用することに決定いたしました。

地域のイメージアップ、魅力発信においても、さらに多くの方達を応援する存在となり地域全体で愛され、  
未長く活用していただければと考え、今まで以上に様々なメディアで活躍出来るよう、二次使用に関するルールをまとめました。

別途、基本デザインをまとめた「みらるるビジュアルアイデンティティガイドライン」と合わせて、この二次  
使用ガイドラインに定めた規定に関しては、推進機構によって管理されています。



## Basic Concept & Design

みらるるは、けいはんな学研都市の keihanna の名前の由来である3つの地域（京阪奈）の頭文字が集まって、地域の太陽のように輝く存在となり、けいはんな地域が常に変化し、成長し続ける、少し先の未来を感じられる不思議な存在です。

みらるるのデザインは、けいはんな地域のイメージ発信において、視覚的に統一したイメージで使用していく為に、デザインの使用基準を定めています。

デザインにおける基本的な禁止事項に関しては、別途「みらるるビジュアルアイデンティティガイドライン（以下「VI ガイドライン」）」に記載してありますので、必ず両ガイドラインに目を通していただき、ルールに準じてご活用ください。



**MIRALULU**

KEIHANNA Science City Symbol character

### 基本イメージ

ご使用のメディアやアイテムの種類によって名称「みらるる」の表記（有る・無し）を使い分けて使用できます。

キャラクター「みらるる」の名前の表記に関して英語、日本語の選択は自由です。（次ページを参照）

## Base color

キャラクター\_みらるるには、けいはんな学研都市の独自性を色彩面からも発信するためにキャラクター及びロゴタイプに関する色を設定しています。

輝き照らす光を表現する「黄」と活気溢れるエネルギーを表現する「橙」、主に文字を表示する「黒」の3色で構成されています。各カラーは濃度 100% での使用を基本としています。

基本デザインの詳細なルールに関しては、別途 VI ガイドラインに準じたものとします。



黄



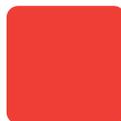
Y85

DIC597

R255 G242 B44

#fff226

橙



M90 Y85

DIC2501

R232 G65 B61

#e83828

黄



K100

DIC582

R0 G0 B0

#000000

グラデーションイメージ



Y85



M90 Y85

## Design variations

ご使用のメディアやアイテムの種類によって、本キャラクター\_みらるるの名前の表記に関して

英語、日本語の選択は自由です。基本的にタテヨコの比率を変形させて使用できません。

但し、トリミングは可能です。(イメージを壊さない限りとする)

基本デザインの詳細なルールに関しては、別途 VI ガイドラインに準じたものとします。



**MIRALULU**

KEIHANNA Science City Symbol character



**みらるる**

けいはんな学研都市シンボルキャラクター



**みらるる**

けいはんな学研都市シンボルキャラクター

最小使用サイズ



**MIRALULU**

20mm/120px

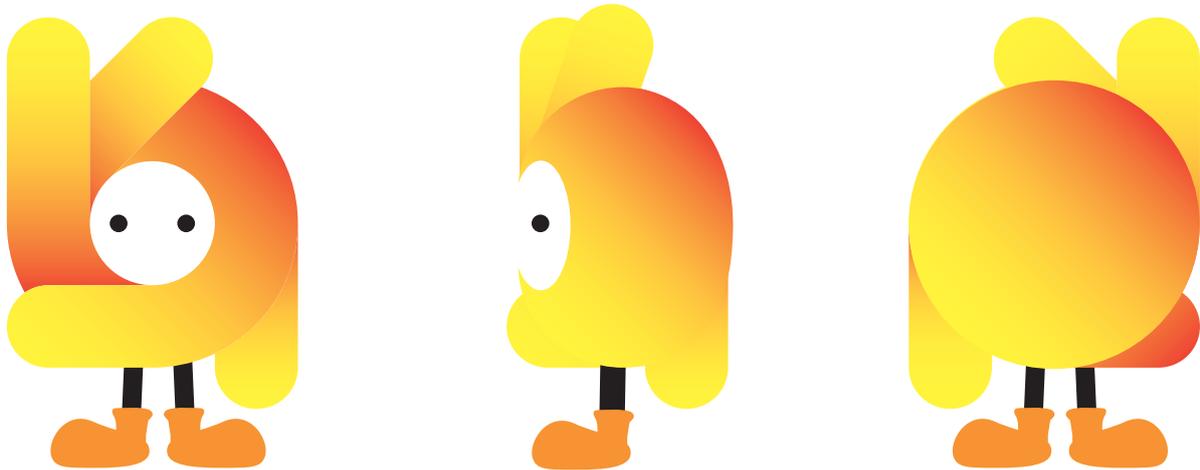
キャラクター\_みらるるの名前を表示する場合、肩書きに関して判読が出来ないサイズでの使用の場合に限り、肩書きの表記は必要ありません。

## Pose variations

ご使用のメディアやアイテムの種類によって、本キャラクターの前・後・横を使い分けて使用できます。

※横向き、後ろ向きのポーズを使用する場合は、必ず正面向きポーズをどこかに使用して下さい。

基本デザインの詳細なルールに関しては、別途 VI ガイドラインに準じたものとします。



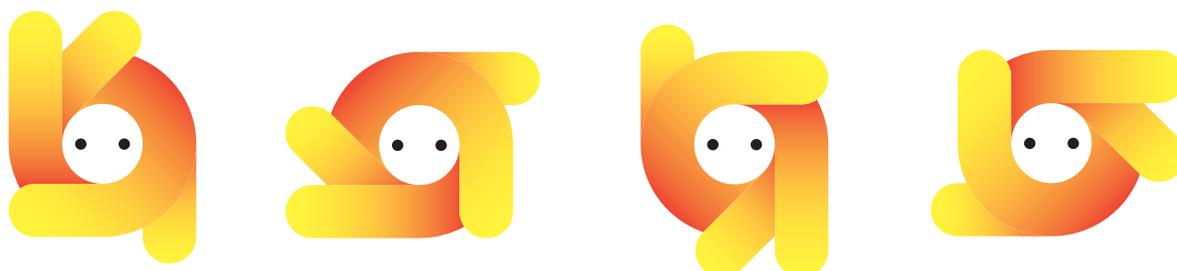
## Graphic elements

本キャラクターは、けいはんなが成長し続ける不思議な存在であることの象徴として、様々な角度(視点)から捉えることができる多様性や面白さも感じられる造形となっています。そのイメージを形にしたのがグラフィックエレメントです。

このグラフィックエレメントとして使用する際には必ずオリジナルデータからご使用ください。

※グラフィックエレメントはベーシックデザインのようにキャラクターとロゴタイプの組み合わせたり、各イメージ単体の角度を変えたり、それぞれバラバラの単体で使用したりすることは出来ません。必ず四体を一つのデザインとしてご使用ください。一本のラインのように使用したり、総柄のように使用したり最小単位は四体一組です。(本ガイドライン表紙も利用の一例です)

※原則として、複製データの使用および変形、加工は禁止します。



## Logotype

### ロゴタイプ\_A (英語表記・日本語表記)

みらるるのロゴタイプは近未来を感じる不思議な新しい存在をイメージしてデザインされたものです。英語と日本語表記があり選択は自由です。ご使用のメディアやアイテムの種類によってキャラクターと合わせて、また分けて使用できます。文字間隔を変えたり、文字自体を変形して使用できません。基本デザインの詳細なルールに関しては、別途 VI ガイドラインに準じたものとします。

**MIRALULU**  
KEIHANNA Science City Official supporter

**みらるる**  
けいはんな学研都市シンボルキャラクター

### ロゴタイプ\_B (日本語表記)

**みらるる**  
けいはんな学研都市シンボルキャラクター

キャラクター\_みらるるの名前表記に関して、設定したオリジナルデータ以外の既存フォントを使用する場合には、イメージを壊さないように、シンボルマークに合ったフォントとして、A-OFT 新丸ゴ Pro M を推奨使用書体としています。(詳細は次ページを参照)

## 推奨使用書体

### ロゴタイプ\_B (日本語表記 / 既存フォント使用の場合)

みらるるのロゴタイプは近未来を感じる不思議な新しい存在をイメージしてデザインされたものです。設定したロゴタイプ\_A以外の既存フォントを使用する場合には、イメージを壊さないように、本キャラクターに合ったフォントとして、A-OFT 新丸ゴ Pro Mを推奨使用書体としています。

基本デザインの詳細なルールに関しては、別途VIガイドラインに準じたものとします。

#### ■推奨使用書体

みらるる

### A-OFT 新丸ゴ Pro M

京都府相楽郡精華町光台二丁目\_任意団体未来  
あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと  
アイウエオカキクケコサシスセソタチツテト

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ  
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz  
0123456789

#### ■文章や小さな文字で合わせる場合は少し細い書体を推奨

みらるる

### A-OFT 新丸ゴ Pro R

京都府相楽郡精華町光台二丁目\_任意団体未来  
あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと  
アイウエオカキクケコサシスセソタチツテト

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ  
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz  
0123456789

パンフレットなど全体のデザイン計画が既にあるものに関しては、この書体以外の書体も使用可とします。

※著しくイメージの異なった表現は避けて下さい。

## 二次使用規定

### けいはんな学研都市シンボルキャラクター「MIRALULU(みらるる)」の二次使用ガイドライン

けいはんな学研都市シンボルキャラクター「MIRALULU(みらるる)」の「二次使用ガイドライン」(以下「本ガイドライン」)は、「公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構」(以下「推進機構」)が著作権等の一切の権利を有する、けいはんな学研都市シンボルキャラクター「MIRALULU(みらるる)」(以下「本キャラクター」)を用いた二次創作活動を含む二次使用に関する基本的なルールを定めるものです。

本キャラクターを使用して二次創作物(二次著作物を含みますが、これらに限られず、本キャラクターに依拠して作成された著作物を総称したものをいいます。以下同じ。)を制作し、使用したいと考える方(以下「利用者」といいます。)は、その使用の際には、必ず本ガイドラインに目を通していただき、本ガイドラインに従って使用してください。

### 1. 本キャラクターの詳細

本ガイドラインにいう本キャラクターとは、「MIRALULU(みらるる)」の名称を付与し、その他、容姿(デザイン)、性格等によって特徴づけられた抽象的存在、及び当該存在を表現するためのイラスト、映像等の推進機構の著作物をいいます。従って、本キャラクターには、ウェブサイト、カタログ、ポスターなどの広報発信物で使用されている「MIRALULU(みらるる)」に関する一切の画像、イラスト、映像、音声、キャラクター名称等を含みます。

### 2. 使用許諾について

けいはんな学研都市地域内の利用者(※)が、PR や地域活性などの目的で本キャラクターの使用及び本キャラクターの非営利の二次創作物を作成する場合は、推進機構の使用許諾が必要となります。ご使用の際は、あらかじめ「使用承認申請書」を提出し、事前に承認を受けることが必要です。申請書については、以降の申請の流れを参照ください。

※けいはんな学研都市地域内の利用者とは

個人：個人事業主が利用する場合

法人：商業・法人登記をしている会社等が利用する場合

団体：商業・法人登記をしていない団体が利用する場合(代表者の身分証明書が必要となります)

行政：市町村・県・国、独立行政法人や公益法人が利用する場合

特例：けいはんな学研都市地域内で開催されるイベントの主催者又は主管(運営団体も含む)が、PR 及びそのイベントの告知物、記録物及びイベントにおける無償配布物のみを利用する場合

## 許諾される使用例

けいはんな学研都市地域内の利用者が、PR等の目的で本キャラクターの使用及び二次創作活動(※)において複製や発信することは、非営利な利用の場合に限り可能です。

※営利目的でなく、個人的に楽しむために、キャラクターに似たデザインの作品(絵画、デジタル画像、ぬいぐるみ、衣装等)を作成すること

※作成した二次創作物の画像や動画を非営利で、個人のSNSやBlogなどに投稿すること

※その他、これ以外の二次創作活動においてガイドラインの規定が不明瞭な場合は、必ず事前に推進機構にお問い合わせください。

特に以下の場合には、推進機構に事前へご相談ください。

### 営利目的とした使用の場合

- ・営利目的として、本キャラクターや二次創作物がデザインされたTシャツやぬいぐるみ、その他のグッズを販売、配布、宣伝すること
- ・企業や事業の宣伝広告や販売促進等に本キャラクターや二次創作物を使用すること

### 承認内容の変更がある場合

利用者は、承認された内容について変更しようとするときは、無断で改変することなく、あらかじめ本キャラクターのデザイン使用変更を推進機構に提出し、その承認を受けることが必要です。

推進機構は、本ガイドラインの規定による変更申請を受け承認するときは、デザイン使用変更の承認を通知書する。

## 3. 使用禁止事項

本キャラクターや二次創作物を以下の態様で使用することを禁止します。

- (1) けいはんな学研都市地域内の利用者(※)がPRや地域活性など、以外の目的で使用する
- (2) 本キャラクター及び本キャラクターの二次創作物の著作者の社会的評価を損なうような使用
  - ・推進機構の品位を傷つけ、又は利用者の理解の妨げになるおそれがあると認められる使用
  - ・第三者(個人・組織を問わず)の権利を侵害する、又は侵害のおそれがあると推進機構が判断する状態での使用
  - ・特定の個人又は団体を圧迫、干渉等していると誤解させるおそれがあると認められる使用
  - ・公序良俗に反する態様、その他、本キャラクターのイメージを損なうと推進機構が判断する状態での使用
- (3) 推進機構は、独自の判断により、いつでも本キャラクター及び本キャラクターの二次創作物の使用差し止め、許諾内容の変更、使用許諾の停止およびその他、推進機構が必要と判断する措置を行うことができるものとします。

※行政(市町村)や事業主、団体、法人

## 4. 名称の使用

名称「みるる」の利用にあたっての注意点（商品名等への利用）

《原則》 商品名に「みるる」の名称を使用する場合の原則は、以下のとおりです。

尚、「MIRALULU」「みるる」は登録商標です。

※「MIRALULU」「みるる」と商品名を直接結びつけた商品名を使用することはできません。

※商号への利用もできません。

※商品のキャッチコピー、フェア・キャンペーン名等において、

本キャラクター「MIRALULU」「みるる」が特定の商品、サービス等を推薦しているような表示はできません。

《原則の例示》「みるる」を商品名へ直接、利用することはできません。

※但し、商品特徴（柄、形等の客観的な事柄に限る）の説明部分やパッケージに本キャラクター「みるる」を利用している場合には、「みるるの“○○○○”」や「特定商品名を含む商品名」「みるる版」や「みるるバージョン」などの形で表示することは可能です。

## 5. 使用許諾の終了

本キャラクターの利用者が、本ガイドラインに違反した場合は、

本キャラクターに関する、推進機構の利用者に対する使用許諾は自動的に終了するものとします。

## 6. 本ガイドラインの変更

推進機構は、いつでも、公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構ウェブサイトなどで本ガイドラインの変更の事実と変更の個所を告知することにより、その内容を変更できるものとします。

本ガイドラインの変更は、変更後の本ガイドラインが推進機構ウェブサイト上などに掲載された時点で有効になるものとし、利用者は、変更後の本ガイドラインに同意したものとみなされるものとします。

※変更されたガイドライン規定が、利用者の使用状況に関わる場合には、推進機構までお問い合わせください。

## 7. その他

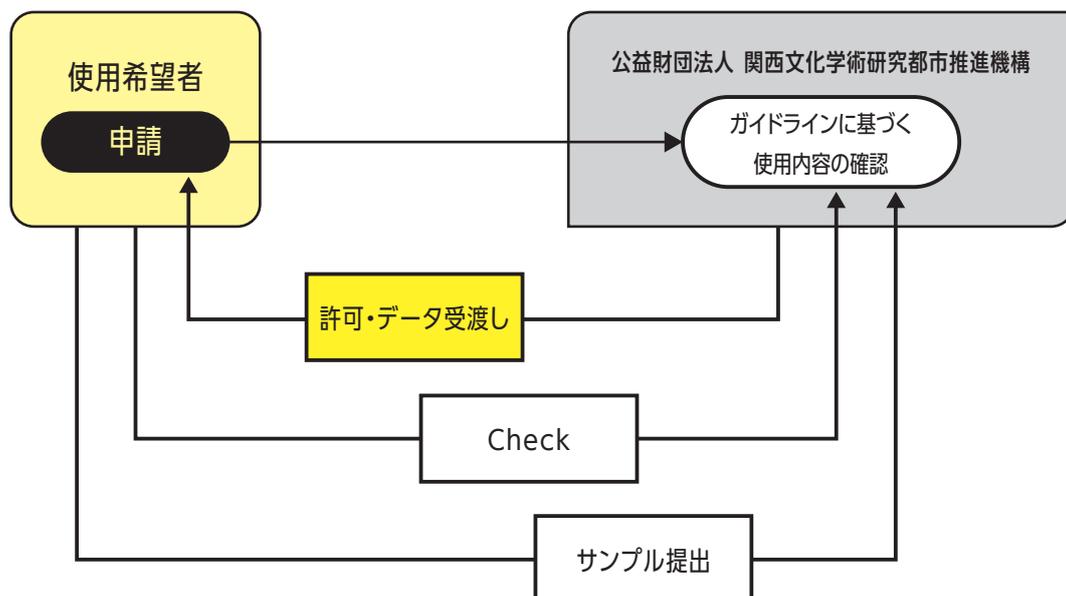
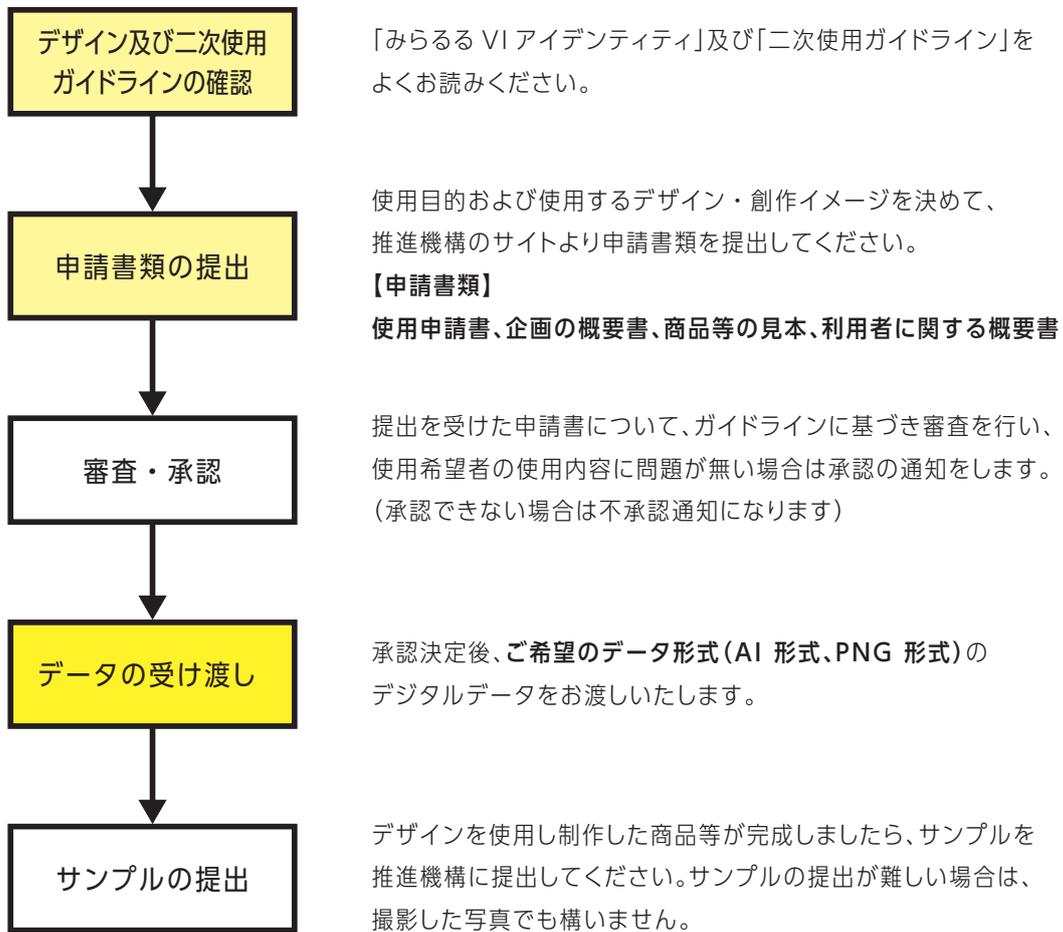
(1) 本キャラクターの使用に際しては、本ガイドラインのほか、著作権法その他適用法令を遵守してください。

(2) 推進機構は、本キャラクターに関し、特定の使用目的への適合性、第三者の権利の非侵害、その他一切の保証をいたしません。

(3) 推進機構は、本キャラクター及びその二次創作物使用により、利用者に発生する損害、損失、費用、負担など（以下、損害等）について一切の責任を負わないものとします。

(4) 利用者が、本キャラクター及びその二次創作物の使用により推進機構又は第三者に損害等を与えた場合は、利用者の責任と負担でその損害等の一切を直ちに補償するものとします。

## 申請手続き





本ガイドラインに関しては、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構

〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台1丁目7 けいはんなプラザ ラボ棟3階

TEL:0774-95-6121

お問い合わせフォーム <https://www.kri.or.jp/contact/pr.html>